

## 【史料紹介②】

### 天保期における対馬藩の旅役

―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―

#### 丸山 大輝

創刊号と二号に引き続き「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」（以下、「御役名并諸役所名前帳」とする）を紹介する。本稿では「御役名并諸役所名前帳」の内容のうち、旅役の部分を解説・翻刻する。旅役とは、対馬府中以外に所在する藩の出先機関に勤める役職のことである。本稿では、最初に対馬藩の出先機関を対馬島外と島内に分けて概説し、最後に史料の翻刻文を掲載する。

#### 一、島外出先機関の役職

まずは、対馬藩の出先機関について整理したい。天保期（一八三〇～一八四四）における対馬藩の出先機関には、島外の江戸・大坂・京都・田代（肥前国）・博多（筑前国）・長崎・浜崎（肥前国）・勝本（吉岐国）・朝鮮（倭館）と島内の「御関所」（佐須奈・鰐浦）・大船越・網浦にあった。島外の出先機関からそれぞれ概要を述べる。

#### 1 江戸屋敷

江戸屋敷は一般的に大名が在府中に居住するための屋敷で、大名の妻子や家臣も住んだほか、江戸における藩の役所も置かれた。対馬藩の場合も江戸屋敷内に宗家の家族が居住する空間と藩の役所が併存した。 「御役名并諸役所名前帳」には、江戸屋敷の役職が、①江戸屋敷における中心的役割を持つ役職、②役所毎の役職、③「御前様・若御前様御附役々」、④江戸詰組中、の四項目に分けて記載されている。

①は「御家老」から「御使徒士」までの一五種類がみえる。これらの役職と管轄する役所の対応関係を示したのが表一である。国元の役職・役所対応表と比較すると、江戸屋敷では中核となる役職が担当役所を持つ場合はわずかだったことが分かる。また、「御役名并諸役所名前帳」が作成された天保九〜一〇年の段階では、別の役職との「兼勤」だったり、「御用」に応じて設置されたりする役職もあった。

②には江戸屋敷に置かれた役所毎の役職が列挙される。役所毎の人員配置をみると、「奉行」とつく役職は勘定奉行のみで、それ以外はほぼ「手代」・「掛」クラスの役職だった。①とあわせると、府中の役所・役職よりも江戸屋敷の方が小規模だったといえる。

③は「御前様（藩主・宗義章の妻）」・「若御前様」付の役人である。藩主の妻など宗家の女性家族に付く役人であることや「錠口番」の存在から、女性を中心とした藩主家族が日常を過ごす空間（＝奥向の奥

## 2 大坂蔵屋敷

方<sup>④</sup>に勤務した役職と考えられる。  
 ④では江戸詰めの中が列挙される。「御弓之者」や「御持筒之者」をはじめとした計一十種類が示されるが、基準は不明である。

(表一) 江戸屋敷における役職・役所対照表

役職	家格	対応する役所 (頁数)
家老職	—	—
与頭	—	届方 (P21) カ*
大目付	—	届方 (P21) カ*
表用人	—	—
留守居	—	留守居方 (P21)
勘定奉行	—	勘定奉行所 (P21)
筆頭	—	表書札方 (P22)
供頭	馬廻	寄附 (P20)
使者番	馬廻	寄附 (P20)
表小姓	大小姓・馬廻	寄附 (P20)
新物掛	大小姓	—
茶道掛	—	茶道方 (P21)
供目付	徒士	—
供徒士	徒士	—
使徒士	徒士	寄附 (P20)

\*与頭は大目付から兼勤。届方に与頭手代と大目付書手の存在を確認できる。

大坂蔵屋敷は大坂に置かれた対馬藩の蔵屋敷で、時代によって移転したり、複数置かれたりしたが、天保八年の時点では天満十一丁目にあった。近世中期まで同蔵屋敷は銅・狐皮・狸皮など、朝鮮への輸出品調達の拠点であり、朝鮮鷹などの輸入品の売却拠点でもあった。天保期における状況は不明だが、「御家代」として地下町人の船越新七がみえることから、同人をとおして何らかの輸出入品のやりとりを行っていたことが推測される。

### 3 京都屋敷

京都屋敷は京都に置かれた対馬藩の屋敷で、近世中期までは日朝貿易で輸入された白糸・絹織物の集荷地点とされた。日朝貿易における白糸・絹織物輸入は、生糸の国内生産量増大などを理由に減少し、寛政期までには途絶したとされている。寛政元年(一七八九)に対馬藩は「御儉徳」のために大坂役方を縮小するとともに京都屋敷・博多蔵屋敷・勝本御茶屋の廃止を幕府に願い出て一〇年間の廃止が決定されたが、京都屋敷が対象とされたのは日朝貿易の衰退に伴うものと考えられる。一方で、対馬藩が白糸や絹織物などの輸入品を渡していた深江屋は「御役名并諸役所名前帳」に「御家代」として記載されることから(一八頁)、天保期においても対馬藩と深江屋の関係が続く

ていたことが分かる。

また、京都屋敷の役職のうち、「彰順院様御附役々」の存在は注目される。「彰順院」とは、一二代・宗義功よしかたの妻で、公家の大炊御門家孝おおいのみかどいえたかの娘である。義功が死去したのは文化一〇年（一八一三）のことで、その後「彰順院」は江戸から京都へ移り、「御役名并諸役所名前帳」作成時点で京都屋敷に居住していたことを本史料から推測することができる。

#### 4 田代代官所

田代領は肥前国にあった対馬藩の飛地で、同国の養父郡やぶと基肄郡きいからなる。田代領の支配は田代代官所を中心に行われ、対馬から派遣された役人や田代の領民が代官所の業務に従事した<sup>14</sup>。一八頁の田代役・田代佐役（同佐役）・賄役の三人が対馬から派遣された者が就く役職で、同頁の「手代役」以下には田代領民（「地下扶持人」）が就いた。後者は享保期（一七一六〜一七三六）に登用方針が定着し、その後次第に世襲化・家臣化する傾向が強くなったことが指摘されている<sup>15</sup>。また、「御役名并諸役所名前帳」には大庄屋や「小庄屋（庄屋）」といった村役人や「両町役<sup>16</sup>」といった町役人の存在も確認できる。このことと関連して、享保六年には大庄屋・庄屋の選任に入札制が導

入されたものの、先任の血縁者が選ばれる傾向が強かったことが指摘されている<sup>17</sup>。

#### 5 博多蔵屋敷

博多蔵屋敷は筑前国博多に置かれた対馬藩の蔵屋敷のことである。同蔵屋敷は田代―博多―対馬間における物資輸送の拠点であったとともに、対馬―田代間の藩士往復の拠点、福岡藩との交渉窓口でもあった<sup>18</sup>。前述のとおり、博多蔵屋敷は寛政期に一度廃止されたものの、その後再設置されて田代代官所の管轄となった<sup>19</sup>。再設置後の「博多役」は欠員とされ、「地下之扶持人」が「御屋敷守」として博多屋敷の管理を担っていたことが分かる（一七頁）。

#### 6 長崎屋敷

長崎屋敷は、朝鮮漂流民の送還と朝鮮へ輸出する唐物の調達を本来の目的として設置され、これに加えて近世中期以降は、朝鮮産・対馬産の俵物を確保することを目的とした<sup>20</sup>。はじめは長崎本紺屋町に置かれたが、建物が老朽化し手狭になってきたことを理由に、天明七年（一七八七）には西築町へ移転した。この移転を機に町人の芝山家が「永代家代」を保証された。「御役名并諸役所名前帳」には「地下町人

柴山卯吉」の名前がみえ、天保期においても同家が家代を勤めていた。

## 7 浜崎

文化八年に対馬での国書の交換(易地聘礼)を成功させた対馬宗家は文政元年(一八一八)に下野国安蘇郡・同国都賀郡・筑前国怡土郡・肥前国松浦郡のうち二万石を増された。そのうち、筑前国怡土郡・肥前国松浦郡の支配を円滑に行うため、松浦郡浜崎に「御役場」が置かれた。浜崎役場は田代代官所の出張所扱いとなり、田代―浜崎間では頻繁に役人の行き来があったことを確認できる。また、「紙漉之御主法」とあることから、対馬藩が浜崎での紙生産に力を入れていた様子うかがえる。安政五年(一八五八)、田代に主方向役所が置かれてから、浜崎では櫛・紙・砂鉄の生産が盛んに行われたが、天保期の時点でその素地を見出すことができる。

## 8 勝本御茶屋

対馬と博多の間に位置する杵岐国は近世をとおして平戸藩領だった。杵岐は対馬宗家にとって参勤交代など当主の移動に際して必ず立ち寄る交通上の要所であったことから、対馬藩の御茶屋が置かれた。勝本御茶屋後も前述の「御俸徳」によって一度廃止され、その後再設置さ

れたようである。「御役名并諸役所名前帳」作成時点では「御茶屋番」と地下町人の「用聞」が勤務していたことが分かる(一六頁)。

## 9 朝鮮(倭館)

倭館は朝鮮国釜山に設置された日本人居留地である。江戸時代に入って初めて設置された倭館は釜山の豆毛浦にあったが、延宝六年(一六七八)に釜山の草梁に移された。その後、倭館は明治六年(一八七三)に外務省に接収されるまでの約二〇〇年間、同地に存在し続け、日朝間における外交実務や貿易の場として機能した。

館守から横目までの一二種類の役職は徒士格以上の者が就任したものと考えられる。それぞれ就任できる家格が決まっていることが多かったが、そのなかでも一代官や葉種方は国元で特定の役職(勘定奉行・勘定手代など)に就いていた者から選ばれることになっていた。また、裁判は朝鮮と「不時重立候御用向」を交渉するために臨時に任命された役職である。そのうち、「年限裁判」は朝鮮側が貿易代金として支払う米(公作米)に関する交渉を担当した裁判を指す。

一五頁の四代官から代官方走り番の一五種類の役職は徒士格よりも格下の者から任じられたと考えられる。四代官・町代官・通詞など、府中に置かれた町役と同じ名称の役職を確認でき、これらは町人身

分と考えられる。

## 二、島内出先機関の役割

次に、島内の出先機関について概要を述べる。

### 1 佐須奈関所・鰐浦関所

一五頁の「御関所」は島内の出先機関のうち佐須奈関所と鰐浦関所のことと考えられる。佐須奈は佐護郷、鰐浦は豊崎郷に所在する村で、朝鮮半島と対馬を行き来する船や人を監視するための関所が置かれた。

鰐浦は佐須奈よりも早い段階から関所として機能していたが、湾内が狭く、時期によっては入港できないことがあったため、寛文期（一六六一〜一六七三）には新しく佐須奈に関所が置かれた<sup>230</sup>。それにより、朝鮮往来船は延宝五年以降、三〜八月は佐須奈、九〜翌二月は鰐浦というように半年ごとに関所を使い分けることとなった。関所として機能しない期間には「御関所跡在番」が置かれ、一時的に避難してきた船などの対応を担った<sup>231</sup>。このように、季節によって関所の機能と人員が移動したことから、同史料では佐須奈と鰐浦の役割をまとめて「御関所」と示したと考えられる。

## 2 大船越

大船越は与良郷に所在する村で、同地には寛文期の開削工事で開かれた玄界灘と浅茅湾を結ぶ海路（＝瀬戸）がある。瀬戸は対馬西岸部と対馬府中、さらには朝鮮と日本本土を結ぶ重要な通路であったことから、番所が置かれて往来船の管理を行った<sup>232</sup>。この番所に詰めることになっていったのが「御番所在番」で、府中から大小性格の人物が派遣された。また、在郷給人からは「大船越在番助役」が任命されて在番の補佐役を担い<sup>233</sup>、その他に下番が番所に詰めることになっていた。

### 3 綱浦番所

綱浦番所は仁位郷小綱村に置かれた番所である。綱浦は天候などにより佐須奈・鰐浦へ入ることができない船が廻送する（「欠乗」<sup>かきのり</sup>）港に指定されており、同番所は往来船の監視や船改めなど関所の役割を担っていた<sup>234</sup>。「御役名并諸役所名前帳」作成時点では唯一の役職だった「御番所在番」が欠員となっており、その代わりに仁位郷の在郷給人から「綱浦御番所見かじめ在番代勤」が置かれていた<sup>235</sup>。また、足軽・百姓が就任した「小綱村御番所定番」の存在も確認できる<sup>236</sup>。

### おわりに

本稿では「御役名并諸役所名前帳」にみえる島外および島内に所在

した対馬藩の出先機関とそこに置かれた役職（旅役）を概観した。旅役のなかには「御扶持人」や「地下町人」と呼ばれる地元住民の存在を確認することができる。田代領の「御扶持人」は特別な社会階層から雇用され、なかには世襲化する者もいた<sup>10</sup>。また、地下町人も多くは世襲だったことから、出先機関の所在する地域では特定の住民と対馬藩との個別的関係が成立・緊密化し、地域社会に影響を与えたと考えられる。地域社会における「御扶持人」や「地下町人」の位置については、多角的な視点から今後も検討していく必要がある。

以上、三号にわたって「御役名并諸役所名前帳」の紹介と天保期対馬藩の役所および役職を概観してきた。今回の史料紹介によって明らかになった藩政機構の全体像をふまえながら、対馬藩の基礎史料である「毎日記」をアーカイブ学的観点から読み解いていくことが今後必要となる。各役所・役職の具体的在り方については、「御役名并諸役所名前帳」と諸史料を照合した実態説明が今後進められることを期待したい。また、「御役名并諸役所名前帳」に記載される役職のなかに鷹師や絵師といった「家業人」の多くが含まれないことなど<sup>11</sup>、藩政機構における役職と家職の関係については今後の課題としておきたい。

「拙稿」天保期における対馬藩府中の役所と役職―「府内・田舎・旅

役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―（『長崎県対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年）。

<sup>10</sup> 拙稿「天保期対馬藩における八郷の役職―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』二、二〇二二年）。

<sup>11</sup> 渋谷葉子「上屋敷（機能など）」（松尾美恵子・藤實久美子編『大名の江戸暮らし辞典』終風舎、二〇二一年）。

<sup>12</sup> 宗家は安政三年頃に上屋敷（柳原・中屋敷（本所六間堀元矢ノ倉）・下屋敷（箕輪））の三つの江戸屋敷を所有していた（前掲『大名の江戸暮らし辞典』）。

<sup>13</sup> 前掲「天保期における対馬藩府中の役所と役職」。

<sup>14</sup> 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』（吉川弘文館、二〇一八年）。

<sup>15</sup> 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）。

<sup>16</sup> 前掲『近世日朝通交貿易史の研究』。

<sup>17</sup> 泉澄一『対馬藩の研究』（関西大学出版部、二〇〇二年）。

<sup>18</sup> 拙稿「対馬宗家による朝鮮鷹の輸送と献上」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』二、二〇二二年）。

<sup>19</sup> 前掲『近世日朝通交貿易史の研究』。

<sup>20</sup> 「御徳」とは家老の古川図書を中心に天明八年から行われた儉約仕法で、①対馬の農業振興、②朝鮮貿易の一手藩営化、③市中への殖産等を目的とした（鶴田啓「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）。

<sup>13</sup> 前掲「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」、酒井雅代「日朝関係と対馬藩」(村和明・吉村雅美編『伝統と改革の時代』吉川弘文館、二〇一三年)。

<sup>14</sup> 高野信治「扶持人と村役・町役」(同『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年、初出は二〇〇七年)。

<sup>15</sup> 前掲「扶持人と村役・町役」。

<sup>16</sup> 「両町」とは田代領内に存在した田代町と瓜生野町のことを指す。

<sup>17</sup> 高野信治「社会変容と訴願・改革・教諭」(前掲『近世領主支配と地域社会』)。

<sup>18</sup> 尾道博「博多における対馬藩蔵屋敷について」(同『近世日朝流通史の研究』五絃舎、二〇一三年)、守友隆「幕末期博多の対馬藩蔵屋敷についての一考察」(『福岡地方史研究』五三、二〇一五年)。

<sup>19</sup> 前掲「幕末期博多の対馬藩蔵屋敷についての一考察」。

<sup>20</sup> 以下、岡本健一郎「対馬藩における長崎屋敷移転と御用商人」(『長崎歴史文化博物館研究紀要』六、二〇一二年)。

<sup>21</sup> 浜玉町史編集委員会編『浜玉町史 上巻』(佐賀県浜玉町教育委員会、一九八九年)。

<sup>22</sup> 前掲『浜玉町史 上巻』、鳥栖市誌編纂委員会編『佐藤恒右衛門日記』(鳥栖市、二〇〇三年)、鳥栖市誌編纂委員会編『佐藤恒右衛門毎日記 続』(鳥栖市、二〇〇四年)。

<sup>23</sup> 前掲『浜玉町史 上巻』。

<sup>24</sup> 以下、倭館の概要については、前掲『近世日朝通交貿易史の研究』、

田代和生『新・倭館』(ゆまに書房、二〇一一年)による。

<sup>25</sup> 長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』五〇、一九六八年)。長氏によると、裁判には使命によって、①信使迎送裁判、②訳官迎送裁判、③公作米年限裁判、④幹事裁判、の四種類があった。

<sup>26</sup> 前掲「天保期における対馬藩府中の役所と役職」。

<sup>27</sup> 古川祐貴「(作品解説) 佐須奈浦図」(九州国立博物館・長崎県立対馬歴史民俗資料館編刊『日朝交流の軌跡』二〇一二年)。

<sup>28</sup> 岡本健一郎「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」(『九州史学』一三〇、二〇〇二年)。

<sup>29</sup> 森山恒雄「対馬藩」(長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年)、前掲「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」。

<sup>30</sup> 前掲「天保期対馬藩における八郷の役職」。

<sup>31</sup> 前掲「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」。

<sup>32</sup> 前掲「天保期対馬藩における八郷の役職」。

<sup>33</sup> 前掲「天保期対馬藩における八郷の役職」。

<sup>34</sup> 前掲「扶持人と村役・町役」。

<sup>35</sup> 「家業人 一番」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料Ⅲ・18・D⑧・2)ほか。なお、同史料には家業人として、医師・外科・儒者・御祐筆・日帳付・能方・鐘術・弓術・砲術・馬医・乗方・鷹師・絵師・細工人・研師・御船附・据物師が記される。

(まるやま・ひろき 熊本県教育庁文化課学芸員)

史料翻刻

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」

(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)

旅役之事

江戸

御家老

与頭

但、勤番之大目付方兼勤被 仰付、

大目付

表御用人／

御留守居

御勘定奉行

但、添勘定方も勤番被 仰付、

筆頭

但、勤番者無御座、当時就御用被召仕置、

御供頭

御馬廻勤、

御在国中者勤番無御座候、

御使者番

御馬廻勤、

表御小姓

大小姓勤、御馬廻方も被召仕、

新渡物掛

大小姓勤、

茶道掛

表御小姓之内方兼勤被 仰付、／

御供目付

御徒士勤、

御在国中者勤番無御座候、

御供徒士

右同断、

御使徒士

御徒士勤、

表書札方

案書役

御佑筆

日帳付

御届方

与頭手代

但、御在国中者勤番無御座候、

同書手

大目付書手

御勘定奉行所

御勘定手代

書手

買物番

下代

郡方

手代

御徒士勤

書手

御留守居方

御留守居方勤、

住宅御徒士方被 仰付、

辻組小頭

辻組足輕

御馬方

乗り方

下厩

茶道方

表茶道

同坊主

賄方

賄掛

御徒士勤、

書手

下代

下モ男

使番

作事方

作事掛

御徒士勤、

大工小頭

夫小頭

部屋頭

大部屋夫

御中屋敷番

御馬廻勤、

御下屋敷番

大小姓勤、

御寄附

御供頭・御使者番・表御小姓・御使徒士方

御番相務、

表御門／

御持筒・御鉄砲・御箆之三組方御番相務、

御通用御門

御徒士目付并下目付御道具之者方

御番相勤、

御中屋敷表御門

同御通用御門

御徒士目付并下目付住宅足輕方御番相務、

御下屋敷御通用御門

住宅足輕方御番相務、

御前様

若御前様

御附役々

御傳役

御馬廻勤、／

御附医

御馬廻・大小姓医之内方被召仕、

御目付

大小姓勤、

御広式勤

大小姓勤、

日記役

御徒士勤、

御料理人

中之口番

御錠口番

板本

下毛男

御門番

江戸詰組中／

御弓之者

御持筒之者

御鉄砲之者

御箆之者

足輕

下目付

御道具之者

御草履取

御厩之者

飼口之者

御駕籠之者／

大坂

御留守居 壹人

御勘定奉行方兼勤被 仰付、添勘定方

被召仕候節者在勤中御馬廻格御勘定

奉行被 仰付、

御勘定手代 貳人

御主法方為勤番被召仕、

役方手代

住宅御徒士方相勤、

川御座船頭

書手兼

住宅御扶持人田中左源治代々相勤、

御門番

使番

御家代

地下町人船越新七代々被 仰付、／

京都

御留守居 壹人

御儉約二付被相省、

御用場

住宅御徒士方相勤、

御門番

使番

御用達

地下町人春日龜弥太郎代々被 仰付、

御家代

地下町人深江屋忠右衛門代々被 仰付、

彰順院様御附役々

御傳役 忝人

御馬廻勤、／

御附医 忝人

御馬廻・大小姓医之内方被召仕、

附御目付

大小姓勤、

日記役 忝人

御徒士勤、

御供徒士 忝人

御徒士勤、

御料理人

下目付

御草履取

板本

下モ男／

田代

田代役 忝人

式百六十石以上御馬廻方被召仕、又御役柄ニ  
より小身方被召仕候儀も御座候、

同佐役

表大小姓又者持役有之人も被召仕、御用便

之品ニ依勤役御馬廻ニ而被召仕候節者

表役と被 仰付、

賄役 忝人

御勘定手代方被召仕、

手代役

地下御扶持人方申付、以下同断、

請払留役

用銀掛

佑筆役／

破損掛

山方役

玄關番

目付役

買物番

御門番

使番

小人

穀物改役

大廻船差引役

大庄屋

小庄屋

両町役

竿取役／

船裁判役

博多

博多役

御儉約二付被相省、地下之御扶持人江御屋敷守

申付、

長崎

聞役 耆人

式百五十石以下御馬廻方被召仕、

御勘定手代

勤番者無御座、当時就御用被召仕置、

御用達

御家代

地下町人芝山卯吉江被 仰付、／

御除物役

書手

御門番

足輕

使番

浜崎

御勘定手代 壹人

勤番者無御座、於彼地紙漉之主法ニ付

被召仕、御年貢収納取立をも被 仰付、

御勘定所下代

紙漉方使番

御役場守ノ

大庄屋

小庄屋

勝本

御茶屋番

大小姓方被召仕、

用聞

地下町人江被 仰付、

朝鮮

館守 壹人

式百六十石以上表番頭又者持役之人方も

被召仕、

裁判

両国御通交ニ関り不時重立候御用向、

御懸合之為御用人以上之番頭諸役方ノ

被召仕候事、尤年限裁判と申者公作米

五ヶ年之御約定ニ付、六ヶ年毎二年継之儀

御懸合被成候事、

一代官 壹人

御勘定奉行・朝鮮方頭役・添勘定・

朝鮮方添役方被召仕、

菓種方 壹人

御勘定手代方被召仕、

二代官

右同断、

表御目付 壹人

御代官方へ被相附、

浜方御目付 壹人

持役御目付方被召仕、

同御徒士目付 壹人

別方御徒士目付

御代官方江被相附、／

御横目頭 壹人

貳百五十石以下御馬廻方被召仕、

大小姓御横目 壹人

大小姓勤、

御横目 拾人

御徒士勤、

四代官

町代官

細物代官

一代官方書手

通詞

組横目

下目付

下代／

仲仕下代

---

番手

御蔵番

修理大工

面取立役人

浜方走り番

御代官方走り番

御関所

御横目頭 壹人

貳百五十石以下御馬廻方被召仕、

大小姓御横目 壹人

大小姓勤、

御横目 拾人

御徒士勤、／

御目付 壹人

御徒士目付 貳人

組横目

下目付

御関所跡在番 忝人

御徒士目付方被召仕、

大船越

御番所在番 忝人

大小姓方被召仕、

下番

綱浦／

御番所在番 忝人

大小姓勤ニ御座候処、御儉約ニ付当時  
被相省、

## 凡例

- ・漢字は原則として常用漢字を用いた。
- ・「者」(は)、「江」(え)、「茂」(も)、「之」(の)、「了」(より)はそのままとした。
- ・丁の終わりには「了」を入れた。
- ・見せ消しは取り消し線を用いて表した。
- ・変体仮名はすべて平仮名に改めた。
- ・文字の大小は意識していない。
- ・適宜、読点や中黒を補った。
- ・改行は原本通りとした。